

志摩市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日
志摩市長
志摩市議会議長
志摩市選挙管理委員会
志摩市代表監査委員
志摩市農業委員会
志摩市教育委員会

志摩市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、志摩市長、志摩市議会議長、志摩市選挙管理委員会、志摩市代表監査委員、志摩市農業委員会、志摩市教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員の活躍推進委員会を総務課人事研修係に設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の職業生活における活躍に関する状況及び分析

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、志摩市長、志摩市議会議長、志摩市選挙管理委員会、志摩市代表監査委員、志摩市農業委員会、志摩市教育委員会の全部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

①採用した職員に占める女性職員の割合（全部局）

平成27年4月1日付新規採用職員内訳

	男 性	女 性	計
事務職	6人	3人	9人
保育士・幼稚園教諭	0人	4人	4人
計	6人	7人	13人

②男女別の平均した継続勤務年数（男女の差異）（全部局）

平成27年度退職者内訳

	継続勤務年数
男性職員	34.7年
女性職員	31.6年
差（男性－女性）	3.1年

③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（全部局）

平成26年度分

（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
22.4	18.2	17.4	15.3	11.2	14.0	18.7	17.3	15.4	13.4	15.6	21.1

④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（全部局）

平成27年度（管理的地位：部長職・課長職）

管理職総数	70人
うち女性管理職数	10人
女性職員割合	14.3%

⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（全部局）

平成27年度

役 職	課長補佐職	係長職
総 数	64人	122人
うち女性職員数	28人	60人
女性職員割合	43.8%	49.2%

⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（全部局）

平成 28 年 1 月 1 日時点

	育休対象者	育休取得者	休暇取得率	平均取得期間
男性職員	36人	0人	0%	0日
女性職員	47人	47人	100%	676日

⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数（全部局）

期間：平成 27 年 1 月～12 月

	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
対象男性職員	17人	17人
うち取得職員	13人	3人
休暇取得率	76.5%	17.6%
平均取得日数	1.8日	3.5日

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標及び目標達成のための取組と実施時期

3. における課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標の設定及び目標達成に向けての取組を実施する。

なお、この目標は、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

目標：平成 32 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 27 年度の実績（14.3%）より概ね 5%引き上げ、19%以上にする。

【 取組内容 】

- ①平成 28 年度から、女性職員を人事・財政・企画・防災担当や男女共同参画担当部局等、多様なポストに積極的に配置する。
- ②平成 28 年度から、係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- ③平成 28 年度から、女性職員のみを対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への派遣を行う。

目標1：平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を10%にする。

目標2：平成32年度までに、男性職員の育児参加のための休暇取得率を、平成27年度の実績（17.6%）より概ね13%引き上げ、30%以上にする。

【 取組内容 】

- ①平成28年度中に、各種両立支援制度に関する情報をハンドブックにまとめ、職員に配布するとともに、全庁フォルダ等で常時閲覧できる状態にする。
- ②平成28年度から、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- ③平成28年度から、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。